

葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と住宅改修事業者_____（以下「乙」という。）との間に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払いの手続き方法等について、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いによる支給要綱第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う介護保険の被保険者について、住宅改修費支給申請に係る被保険者の便宜を図るとともに、被保険者の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。（受領委任払いできる被保険者）

（受領委任払いできる被保険者）

第2条 乙は、次の各号のすべてに該当する被保険者に対して、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生省告示第95号）に該当する住宅改修を実施したときは、甲に対し、当該被保険者に係る住宅改修費の支給を申請するものとする。

- (1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）
- (2) 要介護被保険者等が病院に入院又は介護施設に入所しておらず、自宅（介護保険被保険者証記載の住所地）で介護を受けている者
- (3) 住宅改修を開始する前までに、甲に対して審査の申請を行い、確認を受けている者
- (4) 住宅改修費の支給申請及び受領に関する権限を乙に委任する者
- (5) 住宅改修費の支給限度額を使い切っていない者
- (6) 保険料滞納による支払方法の変更により、償還払い給付となっていない者

（受領委任払いの手順）

第3条 受領委任払いの手順は以下のとおりとする。

〔1〕 乙は、要介護被保険者等から住宅改修費の支給申請及び受領に関する権限の委任を受けるものとする。

〔2〕 乙は、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前審査申請書に、次に掲げる書類を添付して甲に提出するものとする。

- ① 工事費見積書
- ② 住宅改修理由書
- ③ 改修前の工事箇所の写真（撮影日が分かるもの）
- ④ 住宅所有者が本人又はその家族以外である場合は、住宅所有者の承諾書
- ⑤ 図面（改修箇所、間取り及び動線が確認できるもの）
- ⑥ その他甲が必要と認める書類

〔3〕 甲は、前項による申請書の提出を受けた場合、住宅改修の要件を審査し、適当と認められる場合に、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い事前審査確認書を交付するものとする。

〔4〕 乙は、前項による確認書内容に変更が生じた場合は、第2項の規定を準用し、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前審査申請書を再度提出するものとする。

〔5〕 甲は、前項による変更申請書の提出を受けた場合は、再度住宅改修の要件を審査し、適当と認められ

る場合に、第3項の規定を準用し、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い事前審査確認書を再交付するものとする。

〔6〕 乙は、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い事前審査確認書に基づいて改修工事を実施するものとする。

〔7〕 乙は、改修工事終了後速やかに、葛飾区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事後支給申請書に、次に掲げる書類を添付して甲に提出するものとする。

- ① 自己負担金支払い確認証
- ② 領収書（要介護被保険者等負担分）
- ③ 改修後の工事箇所の写真（撮影日が分かるもの）
- ④ その他甲が必要と認める書類

〔8〕 甲は、前項の場合において、住宅改修費の支給が適当であることを認めたときは支給決定通知書により、不適当であることを認めたときは支給申請却下通知書により、要介護被保険者等に通知するものとする。また、居宅介護（介護予防）住宅改修費（受領委任払い用）支払通知書により、乙に通知するものとする。

〔9〕 甲は、住宅改修費については、第1項に基づいて乙に支給する。

（利用者負担の徴収）

第4条 乙は、その提供した住宅改修の費用について、住宅改修費の総額から保険給付費として得られる額を控除した額を要介護被保険者等に請求するものとする。

（乙の義務）

第5条 乙は、要介護被保険者等が契約している指定居宅介護支援事業者との必要な連絡調整を行わなければならない。

2 前項において、要介護被保険者等が契約している指定居宅介護支援事業者がない場合は、葛飾区の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）と必要な連絡調整を行うものとする。

3 乙は、この協定の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、この協定に定める事項について、公正かつ誠実に実行しなければならない。

（広告）

第6条 乙は、本協定事業者であることについて広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（契約の解除）

第7条 乙がこの協定内容に違反した場合、その他法に違反した場合は、甲は協定を解除することができるとともに、その内容を公表することができるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするが、甲乙双方が協定内容に異議を述べなかった場合は、1年度ごとに更新するものとする。

2 前項において、有効期間の末日が属する年度内に、乙が第3条第7号の規定に基づく住宅改修支給申請を行っていない場合は、有効期間の更新はせず、甲は協定を解除するものとする。

（変更届の提出）

第9条 乙は、所在地又は代表者氏名等が変更になった場合は速やかに、甲に葛飾区介護保険住宅改修費受領委任払い協定事業者変更届を提出するものとする。

(情報の公開)

第10条 甲は、この協定書に基づく乙の情報を、一般に公開することができるものとする。

(疑義の解明)

第11条 この協定書に定めのない事項または疑義の生じた事項について、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

乙

印

協定書 NO. 号